

# 短期入所療養介護 金沢春日ケアセンターのご案内

(令和4年 10月 1日現在)

事業所名	金沢春日ケアセンター		
事業の種類	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護保険事業所番号 1750180018	
事業所の所在地	石川県金沢市元菊町20番1号		
事業所連絡先	076-262-3300	管理者	小林 昭彦
事業所の区分	介護老人保健施設		
運営方針	<p>1 事業所は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、要介護状態（要支援状態）となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨として、適切なサービスを提供することを目的とする。</p> <p>2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。</p> <p>3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をとる。</p>		
サービス内容	<p>短期間入所していただき、次の介護サービスを提供します。</p> <p style="text-align: center;">〔 看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話など。 〕</p>		
利用定員	介護老人保健施設240床の空床利用		
通常の送迎の実施地域	金沢市		
従業者の種類、員数	<p>管理者兼医師 1名、医師 3名、薬剤師(委託)、看護職員 27名、介護職員 77名、支援相談員 8名(5名兼務)、介護支援専門員 5名(兼務)、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 11名、管理栄養士 2名(兼務)、事務員 2名(兼務) ※上記員数には非常勤を含む。</p>		
苦情相談窓口	<p>1. 受付窓口：入所療養課療養棟 看護主任 綿谷 幸恵、 介護主任 中村 寿史</p> <p>2. 投書箱設置担当課：総務課(設置場所：相談カウンター前)</p> <p>3. 連絡先：076-262-3300</p>		
非常災害対策	事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。		



利 用 料	保 険 対 象  ※地域区分単価(7級地 1 単位 10,14 円) となっております。	利用料						
		1日あたり	多床室			個室(従来型個室)		
			1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
		要支援1	622円	1,244円	1,866円	588円	1,176円	1,764円
		要支援2	785円	1,570円	2,355円	737円	1,474円	2,211円
		要介護1	842円	1,677円	2,516円	764円	1,525円	2,288円
		要介護2	893円	1,777円	2,665円	813円	1,621円	2,431円
		要介護3	958円	1,905円	2,857円	876円	1,746円	2,619円
		要介護4	1,011円	2,010円	3,015円	931円	1,854円	2,781円
		要介護5	1,067円	2,120円	3,179円	985円	1,959円	2,939円
利 用 料	1日あたり	1割負担		2割負担		3割負担		
	夜勤職員配置加算	25円		49円		73円		
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(I)	52円		104円		156円		
	サービス提供体制強化加算(II)	19円		37円		55円		
利 用 料	1月あたり							
	介護職員等処遇改善加算(I)	1か月あたりの合計金額(保険対象分) 7.5%						
その他、認知症ケア加算、療養食加算、送迎加算等を徴収する等して利用料が異なる場合がありますので、詳しくはご相談ください。								
利 用 料	その他の費用	1 食費(1食につき) 朝食:430円、昼食:700円、夕食:670円 (*) 2 滞在費(1日につき) 多床室:800円(*) 個室(従来型個室):2,750円(*) 3 電気代(1点1日につき):100円(税込) 4 ご希望による提供する教養娯楽費 : 利用者負担説明書別紙参照 5 健康管理費・文書料 : //						
	支払方法	窓口での現金払いを原則とします。ご都合が悪く、銀行振込等でお支払いされる場合は、振込手数料をご負担いただきます。						
第三者評価の実施状況		実施無し						
サービス利用に当たっての留意事項		1 指定短期入所療養介護事業者(指定介護予防短期入所療養介護事業者)は、利用者に対する指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。 2 指定短期入所療養介護事業者(指定介護予防短期入所療養介護事業者)は、利用者に対する指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。						